

ASEM外相会合
2019年12月15日—16日
マドリード, スペイン

議長声明, 2019年12月16日(和仮訳)

1. 第14回ASEM外相会合(ASEM・FMM14)は、「アジアと欧州:効果的な多国間主義に向けて、共に」とのテーマの下、2019年12月15日—16日に開催された。会合では、ジョセップ・ボレルEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長が議長を務め、ASEMの全ての53のパートナーの外務大臣又は高級代表者の参加を得た。
2. 閣僚は、急速なグローバルな変化の時にあって欧州・アジア関係を強化するASEMの役割を強調し、対話、非公式性、柔軟性、対等性及び相互の尊重、コンセンサスの精神、相互利益とのASEMの中核的な原則を再確認した。閣僚は、その戦略的な意義を確保し、その影響力と存在感とを拡大するため、ASEMが時代とともに動くことの重要性を強調した。
3. 閣僚は、国際連合をその中核に擁しつつ国際法によって固定された、強く効果的な多国間主義及びルールに基づく国際秩序の構成要素としてのASEMの価値を強調した。閣僚は、国連憲章を基にして、かつ、国際法を遵守する形で、平和と安定、包摂的で持続可能な開発と成長及び人権の促進と保護のために共に働く覚悟を再確認した。
4. 閣僚は、多国間主義への強いコミットメントを基にして、切迫した共通の地球規模課題について取り組む必要性を強調した。法の支配及び国際法に基づく国際秩序が挑戦を受けている時に、ASEMのパートナーらは、協力的で、多国間で、多面的なアプローチを維持し、強化するとの決意を強調した。
5. 閣僚は、拡張されたASEMとしての協力に向けた優先的な挑戦には野心的な気候アクションの必要性が含まれると強調し、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施のため行動を加速するよう呼びかけた。
6. 閣僚は、世界貿易機関(WTO)をその中核とする、ルールに基づく多角的貿易体制を維持、強化及び改革していく必要性を再確認した。閣僚は、公平な競争条件を確保するよう取り組み、保護主義的な一方的措置を含むあらゆる形態の保護主義と戦う。閣僚は、WTOの拘束力ある紛争解決制度が、WTOルールの尊重に成功裡に貢献してきたことを強調した。多角的貿易体制の予見可能性は、一方的な措置を回避することに資する。閣僚は、上級委員の任命をめぐる行き詰まりを克服し、委員の選出手続きを迅速に開始し、紛争解決制度の適切な機能を確保することの緊急性を強調した。閣僚は、2020年6月にヌルスルタンで開催される第12回WTO閣僚会議がグローバルな貿易体制にとって具体的な結果を生み出すことの重要性を強調した。
7. 閣僚は、ASEAN共同体ビジョン2025及び進化する地域のアーキテクチャーにおけるASEANの中心性に対する支持を強調した。閣僚は、地域内の、そしてそれを越えた、対話、信頼醸成並びに平和、安全保障、安定及び繁栄のための協力を増進するASEANの役割に感謝

した。閣僚は、他のASEMパートナーとの関係を拡張しようとするASEANの尽力を称賛し、関連する全てのASEAN主導のプロセスを通じて地域への関与を推進せんとするASEMの欧州側パートナーの関心に留意した。

8. 閣僚は、ASEMの全ての課題において、ジェンダー平等、全ての女性と女兒の人権の完全な享受とそのエンパワーメントの重要性を強調した。これには、平和、安全保障及び持続可能な開発といった、外相の直接の関心事項を含む。閣僚は、紛争予防及び解決、仲介及び平和構築、平和維持並びに和平プロセスにおける、指導的な役割を含む女性による多様な役割と、これらの分野においてジェンダーの視点を主流化することの重要性に留意した。閣僚は、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びこれをフォローアップする決議の完全な履行へのコミットメントを強調し、武力紛争における全ての形態の性的及びジェンダーに基づく暴力に取り組むことの重要性を強調した。

地域情勢

9. 閣僚は、国際的な安全保障情勢に対する懸念を表明し、全てのパートナーに対して世界の安定を強化する努力を進めるよう促した。
10. 閣僚は、朝鮮半島の完全な非核化及び恒久的な平和体制の構築は、世界及び地域の平和と安定に不可欠であると強調した。閣僚は、朝鮮半島情勢の平和的、外交的かつ政治的な解決への支持を表明した。閣僚は、板門店宣言文及び平壤共同宣言並びにシンガポールにおける米朝共同声明の完全かつ迅速な実施に対する支持を強調した。
11. 閣僚は、北朝鮮関連国連安保理決議の完全な履行への支持を再確認した。閣僚は、北朝鮮に対し、完全な非核化に対するコミットメントを履行すべく、北朝鮮による核兵器及びその他の大量破壊兵器並びに弾道ミサイル計画の、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現するとともに、今後更なる核及び弾道ミサイル実験を自制するよう求めた。
12. 閣僚は、国連安保理決議第2397号が、北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、制限的な措置を強化、調整し、停止又は解除する意図を確認していることに留意した。閣僚は、北朝鮮における人道的なニーズや拉致問題を含む人権状況に取り組むための努力について意見交換を行った。
13. 閣僚は、ミャンマーとバングラデシュとの間のラカイン州からの避難民の帰還に関する取決、及び、ミャンマー政府とUNHCR及びUNDPの事務所との間の了解覚書を実施することの重要性を強調した。閣僚は、恒久的で持続可能な解決策、及び、避難民の、安全で尊厳ある持続可能かつ自発的な帰還に資する環境の整備を求めた。閣僚は、説明責任の重要性を強調し、この点に関する国内及び国際的な努力について留意した。閣僚は、平和、安定、法の支配及び様々なコミュニティ間の和解をもたらすこと、加えてラカイン州における持続可能かつ公平な開発を確保することへの継続的な支持を表明した。閣僚は、ラカイン州助言委員会の最終報告書の残余の勧告の履行を継続するようミャンマーに促した。
14. イランについて、閣僚は、全ての当事者による包括的共同作業計画(JCPOA)の完全かつ

効果的な履行に対し、共同で支持を表明した。JCPOAは、決議第2231号により国連安保理で全会一致でエンドースされており、全ての側面において国際的な核不拡散体制の重要な要素である。閣僚は、核のコミットメントと制裁の解除が共に計画の必要不可欠な部分であることを想起した。閣僚は、一連の展開、とりわけイランによるJCPOAの下での核のコミットメントの履行に関する最近の動きについて、深刻な懸念を表明した。閣僚はまた、全ての関係者間の対話を促進するイニシアティブを促しつつ、自制と広域における現下の緊張の緩和を呼びかけた。

15. 閣僚は、シリア、イエメン、リビアを含む中東・北アフリカ及び湾岸地域における共通の関心と懸念である平和及び安全保障の問題について、各国の主権、独立、統合及び領土的一体性、並びに国際人道・人権法を含む国際法を完全に尊重ながら、協力を強化する重要性を強調した。閣僚は、永続する平和を達成し、イスラエル人とパレスチナ人とが平和と安全に共存することを可能にする唯一の実行可能な方途としての、イスラエル・パレスチナ間の紛争の二国家解決へのコミットメントを強調した。
16. ウクライナについて、閣僚は、全ての関係者に対し、国連安保理決議第2202号によって承認されたミンスク合意の包括措置を完全に履行するよう呼びかけた。閣僚は、国連安保理決議第2166号に対する完全な支持を再確認した。
17. 閣僚は、アフガニスタンにおける長期的な平和と安定へのコミットメント、及び暴力の停止とテロに対する効果的な闘いの必要性、更には和平プロセスがアフガン人が主導し、所有し、包摂的であることの必要性を強調した。閣僚は、全ての国際的及び地域の利害関係者に対し、和平プロセスへの意味のある貢献を呼びかけた。

安全保障情勢

18. 閣僚は、あらゆる形態のテロ及びテロに通じる暴力的過激主義に対する非難を強調した。閣僚は、国際的テロに関する包括的テロ防止条約の交渉の進捗を呼びかけた。閣僚は、動機、時期、場所、主体の如何に関わらず、如何なるテロ行為も犯罪であり正当化できないと強調した。閣僚は、テロが国際的な平和と安全保障に脅威を与えるものであり、この脅威に対抗するためには、国際法に基づいて国家、地域、国際的なレベルでの集団的な努力が求められると再確認した。閣僚は、国家はテロ行為及び暴力的過激主義に対抗する第一義的な責任を有すると強調した。国家はテロ及びテロに通じる暴力的過激主義を防止し、対抗するいかなる措置も、テロの被害者の権利の保護と促進を含め、国連憲章、国際人権法、国際難民法及び国際人道法を含む国際法の下での義務に従ったものとすることを確保しなければならない。
19. 閣僚は、ASEMのパートナーに対し、テロ資金対策のため、過激化防止とテロ目的の情報通信技術(ICT)の利用防止について交流と協力の強化を呼びかけた。閣僚はまた、外国人テロ戦闘員、帰還者及び移転者によってもたらされる脅威に対し、加害者らを裁判にかけ、適用可能であれば、引き渡すか訴追する必要性に基づいて、取り組んだ。
20. 閣僚は、全ての者の利益のために、特に国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法を完全に遵守しつつ、航行及び上空飛行の自由、妨げられない経済活動を支持し、海賊及び海上

武装強盗と闘うために、平和及び安定を維持し、海洋安全保障及び海上安全を確保するとのコミットメントを再確認した。閣僚は、懸念を表明し、不安定化させ緊張を高める行動をとらないよう促した。閣僚は、国際法に従った紛争の平和的解決、国際法に反する一方的な行動や国連憲章に違反する武力による威嚇又は武力の行使を差し控えること、外交的プロセス及び沿岸国の海域における権利を尊重し、信頼醸成措置を促進することを呼びかけた。

21. 閣僚は、オンラインにおける人権及び自由を保護し適用可能な国内及び国際的な法的枠組みを尊重しつつ、グローバルな、平和で、開かれ、安定し、安全なICT環境のため、ICT及びデジタル連結性に関するASEMの協力の強化に合意した。閣僚は、ICTの安全に関する問題の発展における国連の中心的役割を支持しつつ、国連憲章を始めとする適用可能な国際法並びに責任ある国家の行動に関する普遍的な規範、ルール及び原則に基づいた、サイバー空間における安定と安全の必要性を想起した。閣僚は、協力を強化し、ICTの使用に起因する紛争のリスクの防止を助けることを目的として、特に地域的な会合における、信頼醸成措置の発展と履行の重要性を強調した。我々は、デジタル化が我々の経済や社会のあらゆる側面を変革し、データが経済成長の一層重要な源になりつつあり、その効果的な使用は社会福祉に貢献しなければならない時代にある。閣僚は、プライバシー及びデータ保護に関する適用可能な国内及び国際的な法的枠組みを尊重しつつ、データ・セキュリティ及び信頼性のある自由なデータ流通を促進するための協力を強化することを誓った。

地球規模課題

22. 閣僚は、2019年9月の国連SDGサミットの結果を歓迎しつつ、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びアディスアベバ行動目標の完全な実施、及び全ての者にとって包摂的で持続可能な未来を作ることに向けたコミットメントを強調した。閣僚は、持続可能な開発にとって不可欠な要件である、極端な貧困を含め、あらゆる形態及び側面の貧困の根絶、更には人権の保護の重要性を強調した。閣僚は、持続可能な開発、安全保障及び人権は相互に強化し合うものであることを強調しつつ、環境を意識した成長の好循環を構築するためのパラダイム・シフトを呼びかけた。閣僚は、若者、市民社会及び、責任あるビジネスを含む様々なステークホルダーの役割を強調した。閣僚は、ASEM協力や、ベストプラクティスの共有、不平等及び貧困と闘うための教育、研究、科学、イノベーション及び技術の能力構築の積極的な役割を強調した。

23. 閣僚は、海洋資源の持続可能な利用に対する支持を表明し、国境を越えた水の管理や食品安全上の課題を持続可能な開発の機会に変革できるのかのモデルとして、ダニューブとメコン地域の間といった地域間協力を称賛した。閣僚は、生物多様性や、持続可能な水の管理を含む森林破壊及び砂漠化対策に関するより大きなASEM協力を呼びかけ、昆明における生物多様性条約第15回締約国会議及びリスボンにおける2020年国連海洋会議の成功裡の結果に期待を示した。

24. 気候変動に関し、閣僚は、経済成長と温室効果ガス排出を切り離すクリーンエネルギーへの移行及び持続不可能な林業慣行及び土地利用からの温室効果ガス排出の削減並びに持続可能な金融のシフトを含む、気候緩和と適応に関する野心的な行動を通じて、パリ協定の完全かつ迅速な実施の緊急性を強調した。閣僚は、全てのステークホルダーからの幅広い

参加を得て、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通だが差異ある責任及び各国の能力に関する原則を含む国連気候変動枠組条約及びパリ協定の諸原則に沿った形で、あらゆるレベルの野心的な気候アクションを呼びかけた。

25. 閣僚は、利用可能な最良の科学に従って、パリ協定の定めるところにより、今世紀後半までに気候中立経済に向けた移行を行うことは、特に脆弱なコミュニティにとっての災害リスクの低減を含む、緩和と適応の双方に関する強化された協力を必要とするものであると認識した。閣僚は、2019年9月23日の国連気候アクション・サミットの招集という国連事務総長のイニシアティブを歓迎した。閣僚はまた、2019年12月にマドリードの国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)で採択されたチリ・マドリード行動の時宣言を歓迎した。

26. 閣僚は、全ての当事者に対し、地球規模の野心を強化するとともに、自国が決定する貢献を通報又は更新するよう、呼びかけた。閣僚は、世界全体の平均気温上昇を工業化以前より摂氏1.5度高い水準に制限するための努力の継続を含め、パリ協定の気温目標を満たすには、現在の地球規模の努力が不十分であることに、深い懸念を示した。閣僚は、官民ともに適切な資金を動員すること、並びに、緩和及び適応を支援するための技術的及び能力構築支援の重要性を強調した。閣僚は、安定のために気候変動の幅広い影響に対処すること、及び気候変動の影響を受ける社会の強靭性を強化することの必要性を強調した。

27. 閣僚は、海洋プラスチックごみ及び海洋に混入するマイクロ・プラスチックについて、深刻な懸念を表明し、これを防止し、適切な国別行動計画を開発し、水路及び海洋におけるプラスチックごみとマイクロ・プラスチックの防止と削減に向けた国際協力を強化する意図を確認した。3R(削減, 再使用, 再利用)に基づいて、閣僚は、包括的なライフ・サイクル・アプローチと、循環経済に関するASEMの協力を強化するよう、呼びかけた。

持続可能な連結性

28. 閣僚は、各国、人々や社会をより近づけ、また開発や能力構築に貢献する方策として、欧州とアジアとの持続可能な連結性を加速させることの莫大な価値を強調した。閣僚は、市場原則や合意された国際的規則、規範や基準を保持することの必要性を規定した、ASEM・FMM13で合意されたASEMの連結性の定義を想起した。ASEMパートナーは、公平な競争条件、開放性、透明性、経済的な実現可能性、財政・金融・社会及び環境の持続可能性を尊重しつつ、輸送、エネルギー、デジタル及び人々のより深い関係を含む、連結性を促進するとの共有された利益を強調した。閣僚は、信頼できる、強靭で、持続可能で、質の高いインフラの重要性を認識した。閣僚は、連結性への投資が合意された国際原則を遵守する必要があることを想起した。

29. 閣僚は、ビジネス、国際及び地域的機構を含む関係するステークホルダーとの緊密な連携の下で取り組みつつ、ASEMの連結性を加速させるための持続可能かつ包括的なアプローチの必要性を強調した。閣僚は、ブリュッセルでの第12回ASEM首脳会合で合意された連結性協力の具体的分野(TACC)を想起し、閣僚に委任された、これらのTACCの各分野の履行の進捗状況を評価した。閣僚は、別添1に記載されているとおり、ASEMの連結性の強化を目指している全ての活動と事業とを歓迎した。閣僚は、北京で開催される地球規模の持続

可能な輸送に関する第2回国連会議の成功裡の結果を期待した。

30. 閣僚は、2019年5月15日～16日のブカレストでの第7回ASEM教育大臣会合及び2019年12月10日～11日のブダペストでの第5回ASEM交通大臣会合の結果を歓迎した。
31. 閣僚は、ASEM文化祭、第9回模擬ASEM及び第12回ASEF記者セミナーを含む各種の事業を通じた、欧州とアジアとの人的交流の強化へのアジア欧州基金(ASEF)の取組を称賛した。
32. 閣僚は、マドリードにおける第14回ASEM外相会合の成功裡の結果、及び全員に対する温かなもてなしについて議長及びホスト国に謝意を表した。閣僚は、2020年、カンボジア、プノンペンで開催される第13回ASEM首脳会合に期待した。